三　関係政令の整備等
その他関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条、第四条及び第五条関係）
四　施行期日
この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年一二月一日）から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三〇号）（厚生労働省）

1　障害者の雇用の促進等に関する法律第三八条第一項の対象障害者の採用に関する計画において、採用を予定する数を記載すべき障害者の範囲を拡大することとした。（第三条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約（条約第一二号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とデンマーク王国との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。
1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、デンマーク王国については国税である法人所得税、国税である個人所得税、地方税である個人所得税、炭化水素税法に基づいて課される租税、年金投資収益税法に基づいて課される租税、教会税、配当に対する租税及び使用料に対する租税に適用する。（第一条及び第二条関係）
2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）
3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）
4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当等に対しては免除され、その他の配当に対しては一五パーセントを超えない税率により行われる。利子及び使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）
5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）
6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）
7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等に対しては、当該退職年金等が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）
8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二〇条関係）
9　この条約の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二一条関係）
10　日本国の居住者が納付するデンマーク王国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。デンマーク王国の居住者が納付する日本国の租税の額は、デンマーク王国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）
11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二四条関係）
12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）
13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二六条関係）
14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）
15　フェロー諸島又はグリーンランドがこの条約が適用される租税と類似の性質を有する租税を課する場合には、この条約の適用を拡大できる。（第二九条関係）
16　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）
17　匿名組合契約等に関連してデンマーク王国の居住者である匿名組合員が取得する所得及び収益が日本国内において生ずる場合には、日本国において課税することができる。（議定書関係）